

東京都都民の森条例施行規則（平成二年東京都規則第九十八号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （利用の承認）</p> <p>第二条 条例第五条に規定する施設（以下「施設」という。）の利用の承認を受けようとする者は、<u>東京都都民の森施設利用申請書（別記第一号様式又は第二号様式）を東京都環境局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>2 局長は、施設の利用の承認をしたときは、<u>東京都都民の森施設利用承認書（別記第三号様式又は第四号様式）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>第三条（現行のとおり） （利用承認事項の変更）</p> <p>第四条 施設の利用の承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、<u>東京都都民の森施設利用変更申請書（別記第五号様式）を局長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 局長は、前項の承認をしたときは、<u>東京都都民の森施設利用変更承認書（別記第六号様式）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>第五条（現行のとおり） （使用料の減額及び免除）</p> <p>第六条 条例第六条第二項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、<u>国公置が公益のために利用し、又は依頼する場合その他局長が特に必要があると認める場合とする。</u></p> <p>2 前項に規定する場合において、減額することができる額は、<u>別表第一に定める使用料の額の五割に相当する額とする。</u></p> <p>3 条例第六条第二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>東京都都民の森施設使用料減額・免除申請書（別記第七号様式）を局長に提出しなければならない。</u></p> <p>（使用料の還付基準等）</p> <p>第七条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、<u>条例第八条第三号又は第四号の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止を命じた場</u></p>	<p>第一条（略） （利用の承認）</p> <p>第二条 条例第五条に規定する施設（以下「施設」という。）の利用の承認を受けようとする者は、<u>都民の森施設利用申請書（別記第一号様式又は第二号様式）を東京都産業労働局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>2 局長は、施設の利用の承認をしたときは、<u>都民の森施設利用承認書（別記第三号様式又は第四号様式）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>第三条（略） （利用承認事項の変更）</p> <p>第四条 施設の利用の承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、<u>都民の森施設利用変更申請書（別記第五号様式）を局長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 局長は、前項の承認をしたときは、<u>都民の森施設利用変更承認書（別記第六号様式）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>第五条（略） （使用料の還付基準等）</p> <p>第六条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、<u>条例第八条第三号又は第四号の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止を命じた場</u></p>

合とする。

- 2 前項の規定による使用料の還付については、次に定めるところによる。
 - 一 利用開始前又は利用承認時間の三分の一を経過しない場合 全額
 - 二 利用承認時間の三分の二を経過しない場合 半額

(使用料の還付手続)

第八条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記第八号様式)を局長に提出しなければならない。

別表第一(現行のとおり)

別表第二(第五条関係)

使用者種別	利用単位	金額
一 一般	一人一泊	三千円
児童、生徒及び学齢に達しない者		千五百円

備考(現行のとおり)

合とする。

- 2 前項の規定による使用料の還付については、次に定めるところによる。
 - 一 利用開始前又は利用承認時間の三分の一を経過しない場合 全額
 - 二 利用承認時間の三分の二を経過しない場合 半額

(使用料の還付手続)

第七条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記第七号様式)を局長に提出しなければならない。

別表第一(略)

別表第二(第五条関係)

使用者種別	利用単位	金額
一 一般	一人一泊	二千円
児童、生徒及び学齢に達しない者		一千円

備考(略)